

こうすれば安心 リスク管理

元気な組織は自立型

活性化している組織はここが違う
会社、管理職、上司を守る
メンタルヘルス研修を。。。

2012年度版
経営レポート



京都人事

不況の今こそ！社員のケアとリスク管理しよう

社会保険労務士であり、メンタルヘルスプロコンサルの小林幹佳が、業績アップとメンタルヘルスのリスクマネジメントについて、社長、会社、上司のための明日を生き抜く経営コンサルティングと助成金活用をご紹介します！

助成金！

御社の元気な社員様が
活力ある職場でイキイキと
仕事をするサポートとして
職場のメンタルヘルス対策
に対し役立つ情報です！

御社のリスクアセスメント！

厚生労働省のキャリア形成助成金を活用し

メンタルヘルス研修をしませんか？

- *** 職場でリーダー的な営業マンが、突然やる気をなくしてしまう・・・
- *** とても責任感が強い社員が、取引先とのアポをドタキャンした・・・
- *** 誰もが経験し、乗り越える仕事のミスなのに、入社しなくなる・・・

適用障害やうつ病をはじめとする「メンタルヘルス」への取り組みは、いまや職場にとって欠かせないものとなっています。これは単に「心の病気になった社員（職員）をどうするか」という問題にとどまりません。むしろ、ストレス対処など心の健康を保つ取り組みと、社員のかかえる問題を早期に発見しフォローするシステム作りが必要です。これは生産性の向上、事故防止対策（リスクマネジメント）として、職場の活性化のために取り組む緊急課題です。

キャリア形成促進助成金を活用し、社内研修のご提案！

企業のメンタルヘルス対策は、管理職・上司・同僚・パート社員・派遣社員など、職場におけるラインケアとして、全員が取り組むべき課題となりました。

この【メンタルヘルス対策】を研修テーマとして計画的な企業内研修とし
厚生労働省の行うキャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）の活用もご提案します。

メンタルヘルス対策企業研修コースの基本要件

- OFF-JTとして、研修室・会議室などで実施される訓練であること。
- 訓練時間が10時間以上であること。・訓練時間の2/3は、所定時間内に行うこと。

訓練対象者 雇用保険の被保険者

支給内容 <経費助成> と<賃金助成>

- 訓練に要した経費の3分の1に相当する額を支給します。

対象となる経費 部外講師の謝金、教材費など

訓練の実施時間に対して支払われた賃金の3分の1に相当する額を支給します。



助成金

こうすればOK！ キャリア助成金

助成金は、雇用保険を財源とした企業へのサポートです。助成金は返す必要ありません。積極的な活用をお考えください。

お客様の評価を高める有力な要素は、なんと言っても、元気あふれる社員たちの力です。社長、経営者、お客さまに認められることで、ますます伸びていく社員たちをメンタルヘルスダウンから守るには、企業研修が必要です！！

この助成金の支給要件

- 1事業所につき、1年間賃金助成50人、経費助成50人、助成額の支給額は500万円が限度
- 外部講師の謝金（1時間あたり3万円が限度） 教材費
- 受給資格認定を受けていること
- 1訓練コースあたり訓練時間が10時間以上であること
- 訓練時間の3分の2以上が所定労働時間内に行われている訓練であること
- 所定労働時間内に行われる訓練時間が3分の2未満の場合は、所定労働時間外の訓練時間に対して時間外手当を支払っているか、休日訓練には休日出勤手当に代えて 振替休日を付与していること
- 受講者が2名以上であり、そのうち2分の1以上が雇用保険の被保険者であること
- 総訓練時間の8割以上出席していること

以下、ご注意ください。

- ×職業又は職務の種類を問わず、職業人として共通して必要なもの
例 一般教養研修、接客・マナー講習等
- ×意識・態度改革を行うことを目的とするもの
例 精神修養、自己啓発、自己理解、交流分析(TA)等
- ×生産ライン又は就業の場で行われるもの・・・事務所、営業店舗等
- ×通常の業務活動と区別できないもの・・・現場実習、営業同行トレーニング等

<事例> 訓練に要する研修費用 5万円（2時間/日）×8回 = 40万円

参加人数 50人

経費助成 訓練に要した経費の3分の1に相当する額 $40万 \times 1/3$ 約13万

賃金助成 平均時間賃金額を1500円とすると

$1500円 \times 1/3 \times 16時間 = 8000円 \times 50人 = 40万円$

よって、約53万円の助成金を活用し、企業研修を行うことができるものと思われます。ただし、金額は参考としてください。キャリア形成促進助成金に関するお問い合わせは、助成金の専門家である久保社会保険労務士法人 久保貴美kubokimi@sr-kubo.jpに相談ください。